

# 磯松天龍寺墓苑合同墓 使用約款

## 第1条 (目的)

本合同墓使用約款（以下本約款という）は、宗教法人浄土真宗本願寺派天龍寺墓苑内に設置された、磯松天龍寺墓苑合同墓（以下は合同墓という）の埋葬（合同墓に使用者焼骨を納める）及び管理に関し、必要な事項を定め、その埋葬及び管理が適切に行われる事を目的とし、別途細則も定めるものとする。

なお、合同墓は宗教法人「天龍寺」代表役員（以下運営者という）が運営及び管理を行うものとする。

## 第2条 (使用資格)

浄土真宗本願寺派天龍寺が使用するに適格（浄土真宗並びに曹洞宗・臨済宗等伝統仏教教団も含む）と判断した合同墓の使用者（生前予約及び合同墓の使用者予約代理人も含む）は、本約款に従い、「住民票」（本籍及び世帯記載）を添えて運営者に提出し、運営者の定める手続きを経て使用することができる。但し、運営者が宗教上の理由等により、使用するに不適格等と判断することも有りうる。

## 第3条 (合同墓の使用)

合同墓の使用者（以下使用者という）は、本約款成立後から契約が解除されない限り、合同墓の使用に関する権利を有する。

2. 使用者は、焼骨の埋葬その他合同墓の使用目的以外に合同墓の使用ができない。
3. 使用者は、合同墓を使用する権利を本人以外に、継承・譲渡・転売させることはできない。

## 第4条 (合同墓の使用期間)

合同墓に埋葬された焼骨は、埋葬した年から33年間は骨壺として安置（合同墓にて保管）し、期間経過後は、別の合同墓にて合祀（合同墓に埋葬されている使用者の焼骨と一緒にすること）の上、永久的に管理されるものとする。

なお、運営者は期間経過後に伴う合祀について、使用者の承諾を得ずに実施することができる。

#### 第5条 (合同墓の使用承諾証)

使用者は使用料（一体につき20万円）納付後、合同墓の使用権を取得し、その証として「磯松天龍寺墓苑合同墓使用承諾証」（以下承諾証という）の交付をうけ、その承諾証を適切に管理・保持しなければならない。

なお、承諾証を紛失した場合、所定の手続きを経て再交付を受けることができる。

#### 第6条 (埋葬及び管理の実施)

運営者は、使用者の焼骨を、合同墓へ適切に埋葬及び管理するものとする。また、合同墓の環境整備（維持・管理・掃除等）・その他の管理については、運営者がその責任を負うものとするが、地震（自然災害等）・火災等の不可抗力の場合についてはこの限りではない。

なお、運営者は春秋のお彼岸月及びお盆月に、合同墓の埋葬者に対し、浄土真宗の典礼に則り法要等を執り行うものとする。

#### 第7条 (埋葬の制限)

合同墓には、埋葬焼骨（ペットの焼骨は不可）のみ埋葬できるものとする。なお、埋葬業務は全て運営者にて行うものとする。

#### 第8条 (埋葬・改葬の手続き)

使用者の焼骨を合同墓に埋葬及び改葬する場合、所管庁の発行する「埋葬許可証」及び「改葬許可証」を運営者に提出しなければならない。

なお、既に他の墓所にて埋葬されている焼骨を分骨又は改葬して合同墓に埋葬する場合、既に埋葬されている墓所管理者発行の「分骨（改葬）証明書」を、運営者へ提出しなければならないものとする。

#### 第9条 (合同墓使用に伴う記銘)

運営者は、使用権者が記銘を希望する場合は、すみやかに墓誌に埋葬者氏名を記銘するものとする。但し、記銘の希望使用者は、使用料以外に記銘料（4万円）を使用料と共に納付するものとする。

#### 第10条 (遺骨の返還)

埋葬された焼骨は、他の場所へ改葬等の特別な理由がない限り返還しないものとする。

#### 第 11 条（使用者等による契約の解除）

使用者は、書面をもって契約を解除することができるが、既に支払った使用料の返還はしないものとする。但し、使用者が契約成立後 10 日以内に、契約の解除を申し出た場合に限り、運営者は使用料の全額を返還するものとする。

2. 第 1 項の規定により契約が解除され焼骨が既に埋葬されている場合、使用者等はこれを引き取らなければならない。

#### 第 12 条（運営者による契約の解除）

使用者が以下の行為を行った場合、運営者は使用者に通知の上、その使用権を取り消す事ができる。さらに使用料は返還しないものとする。

- ① 使用者が他の使用者に対して迷惑をおよぼす行為をした場合
- ② 使用者が本約款及び使用細則に違反した場合

なお、上記の使用権の取り消しの際、使用者は承諾証を運営者へ返還するものとする。

#### 第 13 条（住所等の変更届）

使用者は氏名及び本籍並びに住所を変更した場合、必ず運営者に届けるものとする。

#### 第 14 条（定めなき事項）

本約款・使用細則に定めなき事項については、法令の定め等による他、必要に応じて運営者が定めるものとする。

#### 第 15 条（本約款の改正）

関係法令等の改正により本約款の改定が必要な場合、運営者は本約款を改正することができるものとする。

## 磯松天龍寺墓苑合同墓 使用細則

### 1. 使用者の遵守事項

- ① 墓地という性格を理解し荘厳清浄な環境を維持するため、合同墓参り時の花・供物・その他は自己責任において処分すること。
- ② 供物は持ち帰ること。
- ③ 天龍寺墓苑全体に迷惑を及ぼす行為をしないこと（ごみ等の投棄等）。
- ④ その他運営者が管理上必要と考える要請、または規則に対し誠意に対処すること。

### 2. 管理事項

運営者は環境整備以外に、以下の各号の業務を行う。

- ① 関係諸機関との連絡・協議・調整等。
- ② 関係法規に基づく業務。
- ③ 使用者名簿の管理。

### 3. 免責事項

運営者は以下の各号の責は負わないものとする。

- ① 通常の注意管理義務の範囲を超えた事態が発生し損害が生じた場合。
- ② 犯罪又は故意に為された行為による損害が生じた場合。
- ③ 使用者の過失等によって損害が生じた場合。
- ④ 経年変化等の事由による損害が生じた場合。
- ⑤ その他通常の管理業務の範囲を超えた事態が発生し損害が生じた場合。

以上につき、使用者及び運営間の合意の上、「磯松天龍寺墓苑合同墓約款」及び「磯松天龍寺墓苑合同墓細則」を契約したので、これを証するため本証を 2 通作製し、署名捺印の上、各自 1 通を保管する。

契約日 平成 年 月 日

使用者 住所

〒

TEL 番号

氏名

【印】

運営者 〒739-0147

広島県東広島市八本松西 6 丁目 10 番 1 号

宗教法人浄土真宗本願寺派天龍寺

代表役員 天野 昭文

【印】